

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（中間案）に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年1月9日（月）まで

2 意見募集の結果 14人・団体 44件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1	全体	<p>府の取組は非常に進んでいると思うので引き続き頑張ってください。一方、中小企業においては、燃料費高騰の影響が非常に大きくなっている中、どのように取り組みを推進していくかが課題である。</p> <p>取り組みの推進にあたり、以下について提案する。</p> <p>①今後の需要バランスを考えるとEVが必要になることから、再エネ導入施策等の検討に当たっては、自動車メーカーと一緒に検討してはどうか。</p> <p>②再エネの中心はインバータ制御でもあることから、これらの分野へのアプローチもGXの一つとして、検討してはどうか。</p>	<p>本プランでは「第5章目標達成に向けた施策」の第4節において、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装とそれによる府内企業の事業機会の創出を図ることとしています。</p> <p>御提案の内容等については、再生可能エネルギーの導入等促進プラン委員会等において御意見いただくとともに、引き続き、中小企業の再エネ導入を促進する施策を進めてまいります。</p>
2	プランの趣旨	<p>日本は年間20兆円もの多額の資金を投じて、エネルギーを輸入しており、この資金を地域に還元し地域社会に貢献できることもプランの趣旨に追記してはどうか。</p>	<p>プランの趣旨において「京都ならではの豊かな力を活かし、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出する」ことを記載しており、御意見の趣旨についても反映しているものと考えています。</p>
3	課題認識 需要創出	<p>（p14）家庭分野における再エネの創出が遅れていると表現されているが事業用と、家庭用のそれぞれの総エネルギー需要量のうちの再エネ比率を公平に比較し示すべきではないか。</p> <p>また、「事業用」と「家庭用」の区分は適切か。</p>	<p>家庭への太陽光発電の導入については、既存の戸建住宅のうち約7%、令和元（2019）年度の新築戸建住宅には12～15%程度の導入にとどまると推定していることから（p10）、再エネ利用の取組が進んでいないと記載しています。</p> <p>また、事業用と家庭用では再エネの導入や利用環境等が異なることから、それぞれに適した施策を進めていくこととしています。</p>
4	課題認識 需要創出	<p>（p23）再エネは、産業利用や住宅利用など需要地の需要特性や発電特性（高圧・低圧、高温熱・低中温熱など）に応じて利用を増やすことが大事であり、本プランの「地域資源を活用した再生可能エネルギー」も、このことを踏まえて記述するべきではないか。</p>	<p>府では、地域資源・地域の活性化・災害時の活用等を踏まえ、周辺環境にも配慮した多様な再エネの導入を支援していくこととしており、具体的な施策の推進においては、御意見のように、再エネ自体の特徴や需要側での特性を踏まえて検討することとしています。</p>
5	課題認識 導入加速	<p>地域資本による地域資源の活用率及び資金循環量が外部資本によるそれと比較して著しく低いことが課題。同様の再エネ施設で発電したとしても、主体が誰で、対象が誰なのかによって結果は大きく異なることに配慮いただきたい。</p>	<p>令和4年4月施行の改正地球温暖化対策の推進に関する法律では、脱炭素社会の実現に向け、市町村が再エネ事業の「促進区域」を設定することが可能となりました（地域脱炭素化促進事業制度）。この促進区域では、円滑な合意形成を図り、適切に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる地域と共生する再エネ導入事業（地域脱炭素化促進事業）を促進することから、市町村の促進区域の設定に係る支援をすることを新たな施策として追加しております。（第3節施策1）。</p>
6	課題認識 導入加速	<p>（p12）風力発電の適地を特区として選定し、地方自治体や住民と協力できる仕組みを構築し、雇用創出だけでなく、地域住民にとってのメリットを最大化し、住民のための住民による発電所を目指していただきたい。</p>	
7	課題認識 導入加速	<p>山林や休耕田を他の地域資本に購入して、大型の太陽光発電を設置しても、自治会費や村の祭りや草刈り、道普請などの分担をされるわけではないため、一定量の太陽光発電などは、地域協定という形でも村や自治会に資金が回る仕組みがあれば良いと思う。</p>	
8	課題認識 導入加速	<p>大型風力発電事業における雇用創出等の地域貢献は一時的なもので地域事業者が対応できるものではないため、現実的に無理があることから、地域の雇用云々の記述は適切ではないと考える。</p>	
9	課題認識 導入加速	<p>（p10）太陽光発電の課題として、太陽光の普及率に地域差があることが書かれているが、丹後地域は、日照不足により非効率で、普及の可能性が低いのであれば、あえて地域差に言及しないか、太陽光以外の地域住民が参画する再エネの地産地消の可能性について追記してはどうか。</p>	<p>太陽光発電の普及率（設置率）については、対象条件等の違いも含めた上で地域差があるとしています。このため、地域の実情を踏まえつつ、地域資源を活用した多様な再エネ設備の導入を促すこととしています（第3節施策1）。</p>

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（中間案）に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年1月9日（月）まで

2 意見募集の結果 14人・団体 44件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
10	課題認識 導入加速	大規模な風力発電事業が期待されるとしているが、『プロペラを使わず台風でも稼働する風力発電機』を採用すべきではないか。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
11	課題認識 導入加速	小水力の普及に向けては、農業用水路や河川を管理する水利組合や河川管理事務所と発電事業を結びつける機能が府庁にあるとよく、今後の施策の検討には、地域の農業関係者等も交えてはどうか。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
12	課題認識 普及促進	地域共生型の再エネ事業について、評価できる施策であり賛同する。再エネの普及に向けて、まずは公共施設への太陽光発電設置や災害時の活用などの説明会を先行させ、より多くの府民の参加意識の向上や、自ら家庭で太陽光パネルの設置を検討する機会を設ける等の施策があるとよい。その際、便乗詐欺や悪質業者を排除するための施策も必要だと考える。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
13	基本方針	(p18)「プランにおける2030年までの施策の展開方向」についてSDGsの考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の記述があるが、きれいごとにしが見えず、何をどの程度、よりよく循環させていくかが見えない。他責によらない、自責によるこれまでの認識と2030年に向けた施策の展開方向について記述していただきたい。	本章では、基本的な考え方を記載しており、その考えのもとで再エネ導入目標を示した上で、具体的な施策の展開方向として4つの施策の柱を立て、これら施策の地域共生・地域活性に資する再エネの導入等により、環境・経済・社会の好循環の創出を目指しています。
14	基本方針	(p19) 京都府が目指す再エネ社会の将来像において、「府民が知らず知らずのうち脱炭素で、豊かな暮らしを営んでいます。」とあるが、取組過程を踏まえると「脱炭素で豊かな暮らしが、あたり前の社会になっています。」の方が、適切ではないか。	御意見のように、脱炭素で豊かな暮らしが当たり前になることが前提であり、その結果として、脱炭素に資する取組を意識的に選択しなくても、取りうる行動や活動が、脱炭素につながっているという社会の将来像を考えております。
15	目標	再エネ発電電力量、電力使用量の目標値改定案を高く評価する。	引き続き、再エネの導入等に向け取り組んでまいります。
16	目標	目標値の「府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合」について、2020年度実績が当初計画の「2025年度25%目標」に対して、26%とすでに目標を上回っていることから、「2030年度の改定目標値36～38%」についても、より積極的な設定でもよいのではないか。	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合について、2020年度実績では26.0%となりましたが、その要因として、小売電気事業者による電力供給側での再エネ利用率の向上が考えられました。一方、その後のエネルギーをとりまく社会情勢の変化により、電力供給側での再エネ利用率にも影響が生じており、2020年度の結果だけではなく、2021年度の結果も注視すべきと考えています。このため、今回は京都府温暖化対策推進計画との整合を取り、新たな目標値を「36～38%」と設定しております。
17	目標	昨今の状況の変化に合わせて再エネ導入・利用の拡大及び2030年度の目標値を改定することは望ましい。その上で、パリ協定・グラスゴー気候合意で目指している1.5℃目標達成にも貢献し、エネルギーの脱炭素化、府内の雇用促進や地域活性化を図るためには、再エネ電力使用量の割合の目標は50%以上にすることが望ましい。	今回の改定は、京都府地球温暖化対策推進計画において、温室効果ガス排出量削減目標等の見直しを行うことから、当該目標数値等との整合性を図るとともに、国の施策や昨今のエネルギーを取り巻く環境変化も踏まえながら、本プランの目標数値の見直しを行っております。なお、新たな温室効果ガス排出削減目標は「2030年度46%以上削減（2013年度比）」とし、さらなる高見を目指して施策等実施することとしており、再エネ導入につきましても、一層の取組を進めてまいります。
18	目標	(p10) 外国及び国内と比較して、府内の再エネの普及率が低い状況をどのように認識し、どのような考え方からどの程度の普及を目指すのが適切と考えているのか。統計情報の比較により、実現容易な目標を掲げているのではないか。また、2030年目標達成したとして、低い状況で良いとしているのはなぜか。	本プランでは2050年頃の実現したい姿として、京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会を掲げており、そのためには、最大限の再エネの導入が必要と考えております。2030年の再エネ導入目標については、府内の各再エネの導入状況や今後の導入ポテンシャルを勘案して、新たに「25%以上」と設定し、より高みを目指していくこととしております。
19	目標	(p20)「表7 電源種別の導入目標」の2025年（目標）、2030年度（目標）数値について、今後EVの導入が拡大すれば、省エネ効果による減少もあるが、大幅に電力需要が増えると思われるがその点は反映されているのか。	京都府地球温暖化対策推進計画では、温室効果ガスの排出削減目標の達成のための取組の一つとして、EV等の普及拡大を推進することとしており、その削減効果も考慮されています。本プランについても、京都府地球温暖化対策推進計画との整合のもと、再エネ導入目標を設定しており、EV等の普及を踏まえた上での目標となっています。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（中間案）に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年1月9日（月）まで

2 意見募集の結果 14人・団体 44件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
20	目標	本プランにおいて、再生可能エネルギーという言葉の定義はどのようなものか。目標指標として電力量の割合だけとしているのはなぜか。エネルギー需要のうち、大きな比率を占める熱エネルギーも含まれるのではないか。	再生可能エネルギーについては、京都府地球温暖化対策条例において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱及びバイオマス等を利用したエネルギーと定義しており、本プランにおいても、熱エネルギーも含め多様な再生可能エネルギーの導入を進めることとしています。
21	目標	現在の電力需要のうち、30%程度を再生エネに代替できれば良いと考えているように見えるが、社会に与える影響はどの程度のものであると考えているのか？地域においては物の流通・消費に係る削減量・生産量といった数値目標等バランス良く設定し、電力のみに絞った目標設定のみではあまりに稚拙ではないか。	2050年脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、再生エネの導入・利用が標準となるための中間目標として、2030年度における再生エネ電力使用量割合の目標値を新たに36～38%と設定しました。本目標の達成は、京都府地球温暖化対策推進計画で掲げる、2030年度に温室効果ガスの46%以上削減（2013年度比）に貢献するものと考えています。また、本プランでは、各再生エネの府内の導入状況と今後の導入ポテンシャルを勘案して、発電に関する目標値を具体的に設定したのですが、個別の再生エネの導入に向けては、再生エネ自体の特徴や需要側の特性を踏まえて検討していくこととしています。
22	施策全体	主な追加施策も再生エネ普及につながるものであると考える。実質的な再生エネ普及につながる制度・支援策の早急な実現について期待する。	引き続き、府内外の多様な主体と連携しながら、再生エネ導入・利用拡大に向けた制度・支援策を進めてまいります。
23	施策 第1節 導入加速	（p23）目標達成に向けた施策の第1節リード文について、修飾語がどの文章にかかっているのかがわかりにくい。また、地域の活性化・災害時の活用・環境配慮はどの再生エネにも係る内容ではないか。	御意見を踏まえて、リード文を修正いたしました。（第1節）
24	施策 第1節 導入加速	府内で太陽光発電の普及のために、現在の対策案に加えて、小規模の建築物への太陽光発電設備設置の義務化を行う必要がある。東京都の制度を参考にした上で、府内の状況に合わせた制度設計を行い、これまでの制度を強化することが望ましい。	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の令和2年度改正により、一定規模以上の建築物の建築等を行う建築主に対して、再生エネ設備の導入義務量の強化や義務対象者の拡大を行ったところです。他方、戸建住宅の建築主に対して直接的に義務を課すことは、社会的影響が大きいことから、補助金等による優遇措置により導入を促進していくこととしています。御意見の東京都の制度については、今後施行されることから、その施行状況等について、引き続き注視してまいります。
25	施策 第1節 導入加速	ぜひ府立の施設や学校への太陽光発電設備の設置をお願いしたい。	新たな施策として、PPAモデルの活用等により、府有施設への太陽光発電設備等の導入の推進を追加しており（第2節施策3）、引き続き府自ら率先して再生エネ利用に取り組んでまいります。
26	施策 第1節 導入加速	FIT買取価格の低下や電気代の高騰なども踏まえて、新たに「市民・地域共同発電所」が普及できるような支援策を検討してはどうか。	本プランでは、地域共生型の再生エネ事業の普及促進に取り組んでいくこととしており、いただいた御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
27	施策 第2節 需要創出	地域における再生エネの導入・維持管理等を地元で行う場合にボトルネックになっている金融面の担保として、マイクロファイナンスを導入運用するための制度面の整備および銀行を加えた運用の推進を後押ししていくことが必要と考える。	新たな施策として、再生エネ100宣言や中小企業版SBTなど、ESG投資等の評価に資する再生エネ導入・利用に向けた企業の取組を支援を追加しています。また、府では府内地域金融機関や経済団体等とともに「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を令和4年12月1日に設立しており、本コンソーシアムを通じて、効果的な行政の支援や金融機関の投融资メニューの整備の充実を図ってまいります。
28	施策 第2節 需要創出	「再生エネ100宣言団体や中小企業版SBTなど、ESG投資等の評価に資する再生エネ導入・利用に向けた企業の取組を支援」とあるので、企業・事業所の再生エネ導入利用の取組が評価されるような制度の創設が望ましい。 （入札・調達の際の条件設定や税制優遇、民間融資の際の優遇など。）	
29	施策 第2節 需要創出	府内の再生エネ設置・販売等事業者と設置希望者とのマッチングや匿名の見積依頼を受け付ける仕組みなど再生エネ設備の導入が進むような取組を追加いただきたい。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
30	施策 第3節 普及促進	自然エネルギーが増えることには賛成でも、地域住民にとっては太陽光発電の建設に不安を感じることから、一定規模の太陽光発電の設置に対して、住民説明会の開催や開発基準を明確にする条例を制定してはどうか。	府では、開発を伴う再生エネ導入に当たり、森林法や砂防法等の関係法令のほか、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等に基づく安全対策や、環境アセスメント制度を通じた事前の影響予測及び対策等を開発行為者に求めているところです。また、令和4年4月施行の改正地球温暖化対策の推進に関する法律では、市町村は再生エネ導入に係る「促進区域」を設定できることとされ、当該区域では円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再生エネ導入を促進することから、本制度も利用して再生エネ導入を図ってまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（中間案）に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年1月9日（月）まで

2 意見募集の結果 14人・団体 44件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
31	施策 第3節 普及促進	再エネ導入の目標達成のためには風力発電の設置が欠かせないが、現状各地で反対運動が起こるなどネガティブなイメージが先行しており、建設をすすめるににくい状況である。風力発電を設置することで、地元のメリットとなる仕組みが作ればよいと考える。	本プランでは、施策として太陽光発電・風力発電事業における地域住民との信頼関係の構築（適切な情報共有など）や環境調査を促す取組を掲げており、また、新たな施策として「地球温暖化対策推進法に基づく市町村の促進区域の設定に係る支援の実施」を追加しました（第3節施策1）。
32	施策 第3節 普及促進	再エネを計画されている区域では、地域住民へ適切な情報提供を実施していただきたい。現在、北部において風力発電に対する住民による反対運動が起こり始めている。ウィンドファームの導入を進めるには、事業計画者による地域住民への適切な情報共有だけでなく、中立的な立場の専門家が入り、正しい情報をしっかり伝えられる仲介者が必要と考える。また、それぞれの立場の意見を聞き調整していくコーディネーターの設置も重要です。市町村と連携し、導入を加速化する仕組みの構築を進めたい。	促進区域とは、令和4年4月に施行された改正地球温暖化対策の推進に関する法律で、市町村が設定できるようになったもので、この区域では円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ導入を促進するものです。 府では、この促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業を実施することで、地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入を増やしていきたいと考えており、市町村と連携して取り組んでまいります。
33	施策 第3節 普及促進	(p26) 「未利用バイオマスや早生樹・エリートツリーを活用した新たな再エネ事業の推進」とあるが、未利用バイオマスについて、食品残渣等も含めた具体的な記載の方が広く府民へ浸透が図れるのではないかと。	食品残渣等に関しては、廃棄物・下水汚泥等の未利用資源の循環利用の促進として、第1節施策4に記載しています。一方で、御意見の「未利用バイオマス」については、食品残渣や木質バイオマス等幅広く活用することを想定していることから、記載については現行のままとさせていただきます。
34	施策 第3節 普及促進	潜在的懸念事項である太陽光パネルの廃棄問題等について、京都PVパネル循環プラットフォームをオール京都として設置され取り組まれていることは、太陽光パネルの長寿命化と再資源化を見据えた循環型社会形成に大きな成果が期待できる。	府では、太陽光パネル製造事業者、保守点検業者、太陽光パネルのリユース・リサイクル業者及び廃棄物処理業者等が参画する京都PVパネル循環プラットフォームを、令和4年12月13日に設置しました。本プラットフォームを通じて、使用済太陽光パネルの新たな循環システムの構築に向けて、関係者による意見交換・検討等を行ってまいります。
35	施策 第3節 普及促進	太陽光パネル設置後の廃棄に対する不安の声も聞くことから、メンテナンスやリユース、リサイクルの仕組みを構築し、不安を減らすことで安心した導入につながるのではないかと。	
36	施策 第3節 普及促進	(p26) 「ものを大切にできる文化」が根付く京都から、再エネを長く大切にできる行動様式を「新たな文化」として全国に発信することに期待する。	第3節施策3に記載している取り組み内容等について、積極的な情報発信を行ってまいります。
37	施策 第4節 イノベーション	耕作放棄地や林野等を様々な形で利用していくために、所有者、森林整備状況、災害情報、工事情報等を整備（DX化）し、相互補完的な運用ができるようにしていく必要があるのではないかと。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
38	施策 第4節 イノベーション	地域に賦存する再エネ利用に向けた所有者不明土地の整理を、国と地方行政が一体となり進めていただくとともに、事務処理量の調整をしてはどうか。	
39	施策 第4節 イノベーション	2030年以降を見据えたイノベーションとして、脱炭素を支える再エネ関連技術のイメージに蓄電池や水素の活用 の記載があるが、合成メタンは国の第6次エネルギー基本計画（p36）でもうたわれておりその記載も必要と考える。	御意見も踏まえ、蓄電池や水素に加えて、アンモニアや合成メタン等、新たなエネルギーも包含するよう、修正いたしました。
40	施策 第4節 イノベーション	(p28) 目標達成に向けた施策の第4節 施策2に関して、教育と人材育成は非常に重要であり、子どもから成人まで社会教育が必要と考える。その手法として「環境市民会議」や、SDGS推進計画としての啓発等が考えられる。欧州が実施する、省エネ相談員を失業者として採用し、各家庭や企業等に派遣する仕組みも有効ではないかと。	御意見は今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
41	実施体制 進行管理	京都夢実現プランの環境個別計画だが、京都府地球温暖化対策推進計画の見直しとの整合性、第6次エネルギー計画等を踏まえながらの見直しは、計画の実効性における体制としっかりとした進行管理がなされていると考える。	御意見を踏まえ、引き続き本プランの進行管理及び施策の実施に努めてまいります。

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）（中間案）に対する府民意見募集結果

1 意見の募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年1月9日（月）まで

2 意見募集の結果 14人・団体 44件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
42	実施体制 進行管理	プランの実施体制として、中間支援組織、あるいはその機能を有する組織を創設することが望ましい。	プランの実施体制については、府民、事業者、NPO団体、大学、府内市町村、国等と連携して、再エネの導入に取り組むこととしています。 なお、府の環境施策の大綱である京都府環境基本計画において、環境施策の展開にあたっては、多様なパートナーシップの強化や中間支援、組織の活性化を図りながら、取り組んでいくこととしています。
43	その他	計画には地域の足としての鉄道の利便性や安価利用や自転車道の整備が入っていない。府民の移動デザインの一つとして捉えていただきたい。	本プランは再エネ導入、利用等について計画を取りまとめたものですが、府民の移動に関しては、京都府環境基本計画や京都府温暖化対策計画に基づき、取組を進めてまいります。
44	その他	補助金等パンフレットを発行していただきたい。	補助金を取りまとめたパンフレットの発行はしていませんが、省エネや節電の取組に係る府の支援制度等を、府ホームページにとりまとめておりますので、そちらをご覧ください。 府HP：京都府の省エネ・節電対策 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/kankyo-ems/setudentop.html">https://www.pref.kyoto.jp/kankyo-ems/setudentop.html</a>